

令和 6 年 11 月 15 日
新潟県鳥インフルエンザ対策本部

高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域の解除について (1 例目)

上越市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、10 月 26 日（土）の防疫措置完了から 21 日が経過する 11 月 16 日（土）まで移動制限区域（半径 3 km 以内）において異常が確認されなければ、下記のとおり、移動制限区域を解除します。

これに伴い、消毒ポイントを終了し、本発生に係る対応は完了となります。

記

1 移動制限区域の解除

(1) 区域内農場：1 農場

(2) 解除年月日：令和 6 年 11 月 17 日（日） 午前 0 時

2 消毒ポイントの終了

移動制限区域の解除後、消毒ポイントの運営を終了

・国道 8 号大潟区渋柿浜駐車場（上越市大潟区渋柿浜 402-3）

<この記載事項に関する問い合わせ先>

新潟県鳥インフルエンザ対策本部

家畜防疫班 担当 安藤

電話 025-280-5815

内線 2961